

# 令和8年4月1日から、文化会館・公民館の使用料が改定されます

## 【渋民公民館】

※時間区分も改正となります。

令和8年4月1日～

区分	9時～ ※12時	13時～ 17時	※18時～ 21時30分	9時～17時	13時～ 21時30分	9時～ 21時30分
大会議室	¥4,250	¥5,660	¥4,960	¥9,910	¥10,620	¥14,870
(1)	¥2,550	¥3,400	¥2,980	¥5,950	¥6,380	¥8,930
(2)	¥850	¥1,130	¥990	¥1,980	¥2,120	¥2,970
(3)	¥850	¥1,130	¥990	¥1,980	¥2,120	¥2,970
和室	¥830	¥1,110	¥970	¥1,940	¥2,080	¥2,910
(1)	¥520	¥700	¥610	¥1,220	¥1,310	¥1,830
(2)	¥310	¥410	¥360	¥720	¥770	¥1,080
調理室	¥730	¥980	¥860	¥1,710	¥1,840	¥2,570
創作室	¥850	¥1,130	¥990	¥1,980	¥2,120	¥2,970
視聴覚室	¥520	¥700	¥610	¥1,220	¥1,310	¥1,830

### ◎利用時間区分の改正

利用区分時間が下記の通り改正となります。

<午前区分> 改正前=9時～13時 → 改正後=9時～12時

<夜間区分> 改正前=17時～21時30分 → 改正後=18時～21時30分

### ◎市外在住、市外事業者の使用料について

市の区域外の方が使用する場合の使用料は、上記の表にある使用料の2倍に相当する額となります。

ただし、盛岡市渋民文化会館(姫神ホール)と併せて使用する場合は、市内料金と同様の取扱いとなります。

### ◎冷暖房料加算の廃止

冷暖房料加算を廃止し、通年同一料金となります。

### ◎備品の使用料

備品の使用料は見直しをせず、従前の通りです。

### ◎適用時期

1. 令和8年4月1日から施行します。

ただし、施行日前(3月31日まで)に許可した場合(使用料納付含む)は、従前の使用料とします。

2. ただし、申請・支払い後の返金はできません。

### ◎減免基準(減免率)の改正

減免基準(減免率)は、下記の通り改正します。

※社会教育関係団体の申請方法・要件等はお問合せください。

1. 社会教育関係団体の減免…令和8年度から50%(令和7年度までは80%)

2. 社会教育関係団体(育成団体)の減免…令和8年度から50%(令和7年度までは100%)

3. その他の減免基準の詳細は、窓口にお問合せください。